

社保審一介護給付費分科会

第62回(H20. 12. 12)

川合委員提出資料

全老健第 20-400 号 平成 20 年 12 月 10 日

社会保障審議会介護給付費分科会 分科会長 大森 彌 殿

社団法人全国老人保健施設協会 品門民国会長川合秀 電影を電

平成21年介護報酬改定に向けての追加要望事項

なお、摂食・嚥下・栄養ケア関連要望は社団法人全国老人保健施設協会、社団法人日本栄養士会、 全国福祉栄養士協議会、日本摂食・嚥下リハビリテーション学会との共同要望である。

- 施設サービス費等においては手厚い人員配置の実態を評価することを要望する
- 1) サービスの質の確保、向上という観点から、リハビリテーション・マネジメント加算(25 単位/日)や栄養管理体制加算(管理栄養士配置加算 12 単位/日)の本体報酬への包括化を行うのであれば、従前からの実績の積み重ねであることを評価し、本体報酬に現行の加算と同等以上の単位を加えて包括化することを要望する。
- 2) 老健施設の多様性に応じた看護職・介護福祉士・支援専門員等の専門職の配置の手厚さや夜勤体制の構築については、その実態に基づいた施設サービス費等を設定し、適切に評価することを要望する。
- 3) 介護予防・重度化予防のための短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算や、栄養マネジメント加算、経口移行・経口維持加算、 栄養改善加算については、人件費等を適切に評価して報酬を引き上げるとともに、算 定要件の見直しと手厚い人員配置への加算割り増しを要望する。

2.「介護事業経営概況/実態調査」の調査方法等の見直しを要望する

1) 「介護事業経営概況/実態調査」は個々の事業所の経営に関与するものではなく、「各サービスの内容に応じた平均的な費用」を調べることが目的であるとされているが、サービスを提供する事業所の永続性を確保するためには適正利益が不可欠であることから、当該調査の分析にあたっては、借入金支払利息だけでなく、借入金の元金返済についても反映させ、「経営実態」に見合ったデータに基づいた制度設計を要望する。

2) 開設主体による有利子負債の大小、補助金の有無、課税法人と非課税法人の違い 等を考慮した適切な評価を要望する。

…【参考資料1】参照

3) 地域での暮らしを支えるための小規模事業所の展開という基本理念に反し、概ね60 床以下の小規模な事業所の経営は危機的状態にあるので、その経営実態に応じた 支援策を要望する

…【参考資料2】参照

4) 地域区分については、級地区分が分かりにくい点や、大都市周辺等の地域について 必ずしも地域特性を反映しきれていない点を考慮し、その見直しを要望する

…【参考資料3】参照

3. 在宅復帰・在宅生活支援機能の向上のための要望

- 1) 老健施設における「外泊」は、在宅生活への橋渡しの役割として、在宅復帰・在宅生活支援の大きな要である。外泊時費用の見直し・適正評価を行うのであれば、試行的退所サービス費について、居宅サービス事業所等との契約要件等の緩和を図り、在宅復帰・在宅生活支援へ向けた機能が損なわれないよう再検討することを要望する。
- 2) 老健施設における往復型利用の普及やベッドシェアリングの機能を評価し、在宅復帰・在宅生活支援機能向上のための初期加算(1月間、30単位/日)の適切な報酬設定を要望する。
- 3) 初期加算の算定用件については、過去3月間(ただし、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」III以上の場合は1月間)に同一施設への入所が無いこととされているが、家族介護の実態に応じた期間に関する見直しと、新たな発症や状態の変化による再入所の場合には条件をリセットし、新たな算定が可能になるよう要望する。
- 4) 在宅生活支援という観点から、通所リハビリテーションについては規模の設定及び単位の見直しにあたって、個別リハビリテーションの実施等について評価するよう要望する。
- 5) 言語聴覚士の雇用の拡大に伴い、老健施設においても、言語聴覚士が小集団に対して実施するコミュニケーション療法の報酬上の評価を要望する。

4. 「人間としての尊厳を守る」ための、多職種協働による 栄養・摂食・嚥下・口腔機能向上サービスの改善に関する要望

なお、摂食・嚥下・栄養ケア関連要望は社団法人全国老人保健施設協会、社団法人日本栄養士会、 全国福祉栄養士協議会、日本摂食・嚥下リハビリテーション学会との共同要望である。

1) 介護予防・重度化予防のための栄養マネジメント加算、栄養改善加算の引き上げと、 更なる手厚い人員配置への評価を要望する。

「栄養状態の把握に関する多角的検討と食事形態の工夫が予後の改善に 大きく寄与している」

(平成20年3月 社団法人日本栄養士会 全国福祉栄養士協議会「介護老人福祉施設および介護老人保健施設における栄養マネジメントの有効性評価および業務量調査報告書」)

…【参考資料4】参照

- 2) 口から食べることを可能な限り優先した経口移行・経口維持の、更なる推進を目指した適切な評価を要望する。
- 3) 口腔機能向上による合併症予防、重度化予防を評価し、幅広いサービス領域での実施が可能になるための方策と、報酬上の適切な評価を要望する。

…【参考資料5】参照

4) 食の安全、栄養確保の重要性という観点から、食事における基準費用額の引き上げを要望する。

平成19年度 開設主体別にみる損益状況

【開設主体別】 全老健による平成19年度決算に基づく実態調査

	全体	医療法人	社会福祉法人	公益法人	その他
回答数	951	629	212	35	70
平均定床数	91, 8	93, 5	90, 1	91, 0	83, 1
経常損益	4, 7%	5, 8%	4, 4%	3, 2%	-5, 9%
人件費	54, 1%	52, 7%	56, 1%	58, 3%	60, 0%
委託費	8, 3%	8, 0%	7, 9%	9, 0%	12, 2%
減価償却費	6, 5%	6, 1%	7, 2%	7, 4%	8, 3%
減価償却前利益率	11, 2%	11, 9%	11, 6%	10, 6%	2, 4%

(全老健による「平成20年 介護老人保健施設の現状と地域特性等に関する調査」(年度決算に基づく調査)より)

※医療法人の場合、実効税率を 42%とすると、税引き後損益は 3.4%、減価償却前利益率は 9.5%。 ※なお、全老健正会員施設に占める医療法人立の事業所は、73.3%である。

参考資料2

平成19年度 入所定床規模別にみる損益状況

【規模別】

厚労省による「平成20年介護事業経営実態調査」

	全体
回答数	208
平均定床数	92, 4
経常損益	7, 3%
人件費	53, 6%
委託費	9, 9%
減価償却費	7, 0%
減価償却前利益率	14, 3%

60床以下	61~80床	81~100床	101床以上	
31	43	79	55	
52, 8	76, 6	99, 5	139, 9	
0, 9%	11,9%	6,3%	8,6%	
59, 4%	51,6%	53, 3%	54, 3%	
11, 7%	8, 9%	10, 2%	9, 1%	
6, 9%	6, 6%	7, 5%	6, 1%	
7, 8%	18, 5%	13, 8%	14, 7%	

全老健による平成19年度決算に基づく実態調査

全体
951
91, 8
4, 7%
54, 1%
8, 3%
6, 5%
11, 2%

60床以下	61~80床	81~100床	101床以上	
121	184	525	102	
50, 8	76, 4	84, 2	139, 8	
1, 3%	5, 3%	4, 7%	6, 2%	
55, 7%	54, 7%	54, 1%	52, 8%	
8, 6%	7, 8%	8, 2%	8, 6%	
6, 5%	7, 0%	6, 5%	5, 9%	
7, 8%	12, 3%	11, 2%	12, 1%	

※上段のデータは、厚生労働省調査「平成20年介護事業経営実態調査」(月次決算に基づく調査)による。

※下段のデータは、全老健調査「平成 20 年 介護老人保健施設の現状と地域特性等に関する調査」(年度 決算に基づく調査)による。

平成19年度 より細分化された地域区分別にみる損益状況 【大都市圏/政令指定都市を除く全国10ブロック別】 全老健による19年度決算に基づく実態調査

	全体	東京23区	政令指定 全国17都市
回答数	951	24	136
平均定床数	91, 8	108, 6	100, 3
経常損益	4, 7%	1, 99	3, 7%
人件費	54, 1%	54, 7%	53, 8%
委託費	8, 3%	11, 7%	8, 6%
減価償却費	6, 5%	5, 9%	6, 9%
減価償却前利益率	11, 2%	7, 8%	10, 6%

		政令指定都市を除くブロック別 ①					
	北海道地区 (札幌市を除く)	東北地区 (仙台市を除く)	関東地区 (東京23区、さいた ま市、干葉市、川 崎市、横浜市を除 く)	甲信越地区 (新潟市を除く)	北陸地区		
回答数	38	108	153	53	39		
平均定床数	91, 6	97, 1	93, 6	95, 2	94, 4		
経常損益	2, 9%	4, 9%	2, 9%	5, 1%	6. 6%		
人件費	55, 4%	54, 0%	55, 5%	55, 4%	54, 0%		
委託費	10, 9%	7, 8%	9, 1%	6, 7%	7, 9%		
減価償却費	6, 3%	6, 9%	6, 9%	7, 2%	6, 7%		
減価償却前利益率	9, 2%	11, 8%	9, 4%	12, 3%	13, 3%		

		政令指定都市を除くブロック別 ②					
	東海地区 (静岡市、浜松 市、名古屋市を 除く)	近畿地区 (京都市、大阪市、 堺市、神戸市を除 く)	中国地区 (広島市を除く)	四国地区	九州地区 (北九州市、福岡 市と沖縄県を除く)		
回答数	76	89	69	42	111		
平均定床数	99, 2	91, 4	76, 3	76, 3	78, 7		
経常損益	5, 9%	2, 2%	6, 0%	5, 5%	5, 5%		
人件費	55, 7%	55, 2%	55, 9%	52, 8%	56, 6%		
委託費	7. 0%	9, 3%	7, 3%	8, 8%	7, 2%		
減価償却費	6, 8%	7, 0%	6, 5%	6, 6%	6, 0%		
減価償却前利益率	12, 6%	9, 2%	12, 5%	12, 1%	11, 6%		

(全老健による「平成20年 介護老人保健施設の現状と地域特性等に関する調査」(年度決算に基づく調査)より)

※全国を 10 の地区ブロックに分け、さらに東京 23 区、政令指定都市(全国 17 都市)を除いて地域特性の評価を試みたもの。

栄養マネジメント未算定の介護保険施設において 実施が進まない理由

(平成 19 年度老人保健健康増進等事業「介護老人福祉施設および介護老人保健施設における 栄養ケア・マネジメントの有効性評価および業務量調査」 社団法人日本栄養士会より)

1. 栄養マネジメントが実施できない

- 1) 栄養マネジメントを実施する時間が確保できない
 - 1人の管理栄養士では、食事提供(給食)業務と栄養マネジメント業務の両立は無理がある。
- 2) 複数を雇用するだけの報酬が得られない

2. 栄養マネジメントの必要性が理解されていない

- 1) 口から食べる重要性が理解されていない 口から食べること、経口維持、経口移行の重要性が周知されていない。
- 2) 常食を食べることの重要性が理解されていない

より常食に近い状態の食形態で食べられるように維持・改善することが重要であること が周知されていない。

3) 栄養改善をチームケアで行うことが困難

施設内職員に栄養改善の必要性が周知されていない。

口腔機能向上・栄養改善サービスの利用・提供が進まない理由

(平成19年度老人保健健康等増進事業「介護予防給付の栄養改善,口腔機能向上の実施に関する研究」 主任研究者 植田耕一郎 より)

1. 事業所が実施できない理由

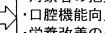
1) 人材の育成が困難である

口腔機能向上の専門職である歯科衛生士や栄養改善の専門職である管理栄養士が、 福祉・介護の現場に不在である。

- 2) 専門職を雇用するだけの報酬が得られない
- 2. ケアプランに取り入られない理由
 - 1) 提供事業所の数が少ない 専門職を雇用していないので、自ずと提供事業所は少数に限られている。
 - 2) 対象者の把握が困難

アセスメントにより機械的に口腔機能低下や低栄養状態にチェックがされたとしても、 専門職以外では利用者にサービス必要性の動機付けが出来ない。

専門職が不在



- 対象者の把握が困難
- ・口腔機能向上の必要性が認識できない
- ・栄養改善の必要性が認識できない
- ・手法がわからない

・胃瘻人口の増加

- ・介護の重度化
- ・肺炎等による入院期間の延長

口腔機能向上・栄養改善サービスの背景

- 1. 胃瘻人口は増加の一途
 - 1) 経腸栄養剤の需要は大幅に増加しつつある。
 - 2) 医療費の高額化となっている。
- 2. 老健施設、特養等では肺炎による関連病院への入院期間の延長により、空きベッドが増加

専門職の存在

」 □腔機能向上・栄養改善サービスの実施

- ・国民へ必要性の認識を与える
- ・具体的なサービスの提供の明示

- ・経口摂取の維持
- ・介護の重度化予防
- 社会参加、日常生活動作の自立



社保審一介護給付費分科会

第62回(H20. 12. 12)

川合委員提出資料

全老健第 20-400 号 平成 20 年 12 月 10 日

社会保障審議会介護給付費分科会 分科会長 大森 彌 殿

社団法人全国老人保健施設協会 品門民国会長川合秀 電影を電

平成21年介護報酬改定に向けての追加要望事項

なお、摂食・嚥下・栄養ケア関連要望は社団法人全国老人保健施設協会、社団法人日本栄養士会、 全国福祉栄養士協議会、日本摂食・嚥下リハビリテーション学会との共同要望である。

- 施設サービス費等においては手厚い人員配置の実態を評価することを要望する
- 1) サービスの質の確保、向上という観点から、リハビリテーション・マネジメント加算(25 単位/日)や栄養管理体制加算(管理栄養士配置加算 12 単位/日)の本体報酬への包括化を行うのであれば、従前からの実績の積み重ねであることを評価し、本体報酬に現行の加算と同等以上の単位を加えて包括化することを要望する。
- 2) 老健施設の多様性に応じた看護職・介護福祉士・支援専門員等の専門職の配置の手厚さや夜勤体制の構築については、その実態に基づいた施設サービス費等を設定し、適切に評価することを要望する。
- 3) 介護予防・重度化予防のための短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算や、栄養マネジメント加算、経口移行・経口維持加算、 栄養改善加算については、人件費等を適切に評価して報酬を引き上げるとともに、算 定要件の見直しと手厚い人員配置への加算割り増しを要望する。

2.「介護事業経営概況/実態調査」の調査方法等の見直しを要望する

1) 「介護事業経営概況/実態調査」は個々の事業所の経営に関与するものではなく、「各サービスの内容に応じた平均的な費用」を調べることが目的であるとされているが、サービスを提供する事業所の永続性を確保するためには適正利益が不可欠であることから、当該調査の分析にあたっては、借入金支払利息だけでなく、借入金の元金返済についても反映させ、「経営実態」に見合ったデータに基づいた制度設計を要望する。

2) 開設主体による有利子負債の大小、補助金の有無、課税法人と非課税法人の違い 等を考慮した適切な評価を要望する。

…【参考資料1】参照

3) 地域での暮らしを支えるための小規模事業所の展開という基本理念に反し、概ね60 床以下の小規模な事業所の経営は危機的状態にあるので、その経営実態に応じた 支援策を要望する

…【参考資料2】参照

4) 地域区分については、級地区分が分かりにくい点や、大都市周辺等の地域について 必ずしも地域特性を反映しきれていない点を考慮し、その見直しを要望する

…【参考資料3】参照

3. 在宅復帰・在宅生活支援機能の向上のための要望

- 1) 老健施設における「外泊」は、在宅生活への橋渡しの役割として、在宅復帰・在宅生活支援の大きな要である。外泊時費用の見直し・適正評価を行うのであれば、試行的退所サービス費について、居宅サービス事業所等との契約要件等の緩和を図り、在宅復帰・在宅生活支援へ向けた機能が損なわれないよう再検討することを要望する。
- 2) 老健施設における往復型利用の普及やベッドシェアリングの機能を評価し、在宅復帰・在宅生活支援機能向上のための初期加算(1月間、30単位/日)の適切な報酬設定を要望する。
- 3) 初期加算の算定用件については、過去3月間(ただし、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」III以上の場合は1月間)に同一施設への入所が無いこととされているが、家族介護の実態に応じた期間に関する見直しと、新たな発症や状態の変化による再入所の場合には条件をリセットし、新たな算定が可能になるよう要望する。
- 4) 在宅生活支援という観点から、通所リハビリテーションについては規模の設定及び単位の見直しにあたって、個別リハビリテーションの実施等について評価するよう要望する。
- 5) 言語聴覚士の雇用の拡大に伴い、老健施設においても、言語聴覚士が小集団に対して実施するコミュニケーション療法の報酬上の評価を要望する。

4. 「人間としての尊厳を守る」ための、多職種協働による 栄養・摂食・嚥下・口腔機能向上サービスの改善に関する要望

なお、摂食・嚥下・栄養ケア関連要望は社団法人全国老人保健施設協会、社団法人日本栄養士会、 全国福祉栄養士協議会、日本摂食・嚥下リハビリテーション学会との共同要望である。

1) 介護予防・重度化予防のための栄養マネジメント加算、栄養改善加算の引き上げと、 更なる手厚い人員配置への評価を要望する。

「栄養状態の把握に関する多角的検討と食事形態の工夫が予後の改善に 大きく寄与している」

(平成20年3月 社団法人日本栄養士会 全国福祉栄養士協議会「介護老人福祉施設および介護老人保健施設における栄養マネジメントの有効性評価および業務量調査報告書」)

…【参考資料4】参照

- 2) 口から食べることを可能な限り優先した経口移行・経口維持の、更なる推進を目指した適切な評価を要望する。
- 3) 口腔機能向上による合併症予防、重度化予防を評価し、幅広いサービス領域での実施が可能になるための方策と、報酬上の適切な評価を要望する。

…【参考資料5】参照

4) 食の安全、栄養確保の重要性という観点から、食事における基準費用額の引き上げを要望する。

平成19年度 開設主体別にみる損益状況

【開設主体別】 全老健による平成19年度決算に基づく実態調査

	全体	医療法人	社会福祉法人	公益法人	その他
回答数	951	629	212	35	70
平均定床数	91, 8	93, 5	90, 1	91, 0	83, 1
経常損益	4, 7%	5, 8%	4, 4%	3, 2%	-5, 9%
人件費	54, 1%	52, 7%	56, 1%	58, 3%	60, 0%
委託費	8, 3%	8, 0%	7, 9%	9, 0%	12, 2%
減価償却費	6, 5%	6, 1%	7, 2%	7, 4%	8, 3%
減価償却前利益率	11, 2%	11, 9%	11, 6%	10, 6%	2, 4%

(全老健による「平成20年 介護老人保健施設の現状と地域特性等に関する調査」(年度決算に基づく調査)より)

※医療法人の場合、実効税率を 42%とすると、税引き後損益は 3.4%、減価償却前利益率は 9.5%。 ※なお、全老健正会員施設に占める医療法人立の事業所は、73.3%である。

参考資料2

平成19年度 入所定床規模別にみる損益状況

【規模別】

厚労省による「平成20年介護事業経営実態調査」

	全体
回答数	208
平均定床数	92, 4
経常損益	7, 3%
人件費	53, 6%
委託費	9, 9%
減価償却費	7, 0%
減価償却前利益率	14, 3%

60床以下	61~80床	81~100床	101床以上	
31	43	79	55	
52, 8	76, 6	99, 5	139, 9	
0, 9%	11,9%	6,3%	8,6%	
59, 4%	51,6%	53, 3%	54, 3%	
11, 7%	8, 9%	10, 2%	9, 1%	
6, 9%	6, 6%	7, 5%	6, 1%	
7, 8%	18, 5%	13, 8%	14, 7%	

全老健による平成19年度決算に基づく実態調査

全体
951
91, 8
4, 7%
54, 1%
8, 3%
6, 5%
11, 2%

60床以下	61~80床	81~100床	101床以上	
121	184	525	102	
50, 8	76, 4	84, 2	139, 8	
1, 3%	5, 3%	4, 7%	6, 2%	
55, 7%	54, 7%	54, 1%	52, 8%	
8, 6%	7, 8%	8, 2%	8, 6%	
6, 5%	7, 0%	6, 5%	5, 9%	
7, 8%	12, 3%	11, 2%	12, 1%	

※上段のデータは、厚生労働省調査「平成20年介護事業経営実態調査」(月次決算に基づく調査)による。

※下段のデータは、全老健調査「平成 20 年 介護老人保健施設の現状と地域特性等に関する調査」(年度 決算に基づく調査)による。

平成19年度 より細分化された地域区分別にみる損益状況 【大都市圏/政令指定都市を除く全国10ブロック別】 全老健による19年度決算に基づく実態調査

	全体	東京23区	政令指定 全国17都市	
回答数	951	24	136	
平均定床数	91, 8	108, 6	100, 3	
経常損益	4, 7%	1, 99	3, 7%	
人件費	54, 1%	54, 7%	53, 8%	
委託費	8, 3%	11, 7%	8, 6%	
減価償却費	6, 5%	5, 9%	6, 9%	
減価償却前利益率	11, 2%	7, 8%	10, 6%	

	政令指定都市を除くブロック別 ①				
	北海道地区 (札幌市を除く)	東北地区 (仙台市を除く)	関東地区 (東京23区、さいた ま市、干葉市、川 崎市、横浜市を除 く)	甲信越地区 (新潟市を除く)	北陸地区
回答数	38	108	153	53	39
平均定床数	91, 6	97, 1	93, 6	95, 2	94, 4
経常損益	2, 9%	4, 9%	2, 9%	5, 1%	6. 6%
人件費	55, 4%	54, 0%	55, 5%	55, 4%	54, 0%
委託費	10, 9%	7, 8%	9, 1%	6, 7%	7, 9%
減価償却費	6, 3%	6, 9%	6, 9%	7, 2%	6, 7%
減価償却前利益率	9, 2%	11, 8%	9, 4%	12, 3%	13, 3%

	政令指定都市を除くブロック別 ②				
	東海地区 (静岡市、浜松 市、名古屋市を 除く)	近畿地区 (京都市、大阪市、 堺市、神戸市を除 く)	中国地区 (広島市を除く)	四国地区	九州地区 (北九州市、福岡 市と沖縄県を除く)
回答数	76	89	69	42	111
平均定床数	99, 2	91, 4	76, 3	76, 3	78, 7
経常損益	5, 9%	2, 2%	6, 0%	5, 5%	5, 5%
人件費	55, 7%	55, 2%	55, 9%	52, 8%	56, 6%
委託費	7. 0%	9, 3%	7, 3%	8, 8%	7, 2%
減価償却費	6, 8%	7, 0%	6, 5%	6, 6%	6, 0%
減価償却前利益率	12, 6%	9, 2%	12, 5%	12, 1%	11, 6%

(全老健による「平成20年 介護老人保健施設の現状と地域特性等に関する調査」(年度決算に基づく調査)より)

※全国を 10 の地区ブロックに分け、さらに東京 23 区、政令指定都市(全国 17 都市)を除いて地域特性の評価を試みたもの。

栄養マネジメント未算定の介護保険施設において 実施が進まない理由

(平成 19 年度老人保健健康増進等事業「介護老人福祉施設および介護老人保健施設における 栄養ケア・マネジメントの有効性評価および業務量調査」 社団法人日本栄養士会より)

1. 栄養マネジメントが実施できない

- 1) 栄養マネジメントを実施する時間が確保できない
 - 1人の管理栄養士では、食事提供(給食)業務と栄養マネジメント業務の両立は無理がある。
- 2) 複数を雇用するだけの報酬が得られない

2. 栄養マネジメントの必要性が理解されていない

- 1) 口から食べる重要性が理解されていない 口から食べること、経口維持、経口移行の重要性が周知されていない。
- 2) 常食を食べることの重要性が理解されていない

より常食に近い状態の食形態で食べられるように維持・改善することが重要であること が周知されていない。

3) 栄養改善をチームケアで行うことが困難

施設内職員に栄養改善の必要性が周知されていない。

口腔機能向上・栄養改善サービスの利用・提供が進まない理由

(平成19年度老人保健健康等増進事業「介護予防給付の栄養改善,口腔機能向上の実施に関する研究」 主任研究者 植田耕一郎 より)

1. 事業所が実施できない理由

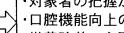
1) 人材の育成が困難である

口腔機能向上の専門職である歯科衛生士や栄養改善の専門職である管理栄養士が、 福祉・介護の現場に不在である。

- 2) 専門職を雇用するだけの報酬が得られない
- 2. ケアプランに取り入られない理由
 - 1) 提供事業所の数が少ない 専門職を雇用していないので、自ずと提供事業所は少数に限られている。
 - 2) 対象者の把握が困難

アセスメントにより機械的に口腔機能低下や低栄養状態にチェックがされたとしても、 専門職以外では利用者にサービス必要性の動機付けが出来ない。

専門職が不在



- ・対象者の把握が困難
- ・口腔機能向上の必要性が認識できない
- ・栄養改善の必要性が認識できない
- ・手法がわからない

・胃瘻人口の増加

- ・介護の重度化
- ・肺炎等による入院期間の延長

口腔機能向上・栄養改善サービスの背景

- 1. 胃瘻人口は増加の一途
 - 1) 経腸栄養剤の需要は大幅に増加しつつある。
 - 2) 医療費の高額化となっている。
- 2. 老健施設、特養等では肺炎による関連病院への入院期間の延長により、空きベッドが増加

専門職の存在

_ □腔機能向上・栄養改善サービスの実施

- ・国民へ必要性の認識を与える
- ・具体的なサービスの提供の明示

- ・経口摂取の維持
- ・介護の重度化予防
- 社会参加、日常生活動作の自立

社保審一介護給付費分科会

第62回(H20. 12. 12)

久保田委員提出資料

2008年12月5日

社会保障審議会介護給付費分科会 分科会長 大森 彌 殿

社会保障審議会介護給付費分科会 委員 久保田 政一

「平成21年度介護報酬改定に関する審議報告(たたき台)」に対する意見

平成 21 年度介護報酬改定の審議報告における基本的考え方、または今後の 検討課題等に、以下のような意見を反映することを要望いたします。ご高配 の程、よろしくお願い致します。

1. 介護保険制度の持続可能性の確保

介護報酬引上げや今後の高齢化進展に伴う給付増などを踏まえ、引き続き介護保険制度の持続可能性の確保に向けて、財政面からの視点をもつことが求められる。今般、暫定的に国費により被保険者負担の軽減措置は講じられる方向ではあるが、中長期的な保険料負担や利用者負担への影響を見据えることが必要である。介護保険制度の持続可能性の確保と経済との整合性、さらには、保険料を負担する者の視点も踏まえつつ、給付の重点化を図るとともに、効率的かつ適正なサービス提供を進めるという課題認識を盛り込むべきである。

2. 経営規模に着目した介護報酬上の対応

介護従事者の人材確保・処遇改善にあたっては、審議報告に指摘されているように、「経営の効率化への努力を前提としつつ経営の安定化を図ることが必要」と考える。経営規模による影響に着目した介護報酬上の対応については、あくまでも規模拡大が困難な地理上の制約や介護保険制度上の制約に係

るところに限定した議論であったと理解している。本来、経営規模は事業者の選択によるものであり、小規模であることのみに着目した優遇措置は、経営の効率化に向けたインセンティブとはなりえない。今回、一部に暫定的に規模に着目した報酬対応を行うとしても、それは時限的な措置とするべきである。

3. 報酬体系の複雑化

サービスの質の向上と介護従事者対策に係るきめ細かな対応という観点から、今回様々な加算の新設が盛り込まれている。また、サービス内容自体が多様化していくなかで、結果として報酬体系の複雑化が進んでいる。利用者の自己選択という制度創設の趣旨から、また事業者の事務負担軽減の観点からも、介護報酬体系は、本来はシンプルでわかりやすいことを基本とすることが求められる。そのうえで、事業経営の効率化やサービスの質向上に向けたインセンティブを報酬上に設定するなど、バランスのよい構成を目指していくべきである。現在の個別事業別の収支差に着目した改定に係る検討手続きも含め、介護報酬のあり方自体を機能横断的な視点に立ち中期的に検討していく旨、盛り込むべきである。

4. 新予防給付および地域支援事業の実態把握と検証

基本的考え方に「平成 18 年度に新たに導入されたサービスの検証・見直し」があげられているが、新予防給付および地域支援事業については、ケアプラン作成に係る労働時間の投入量を比較する資料が提示されたに留まる。地域包括支援センターの業務実態、課題、地域別の特性等を把握した上で、介護保険として賄うべき範囲など、幅広く具体的に検証を進めることが必要である。介護保険法附則第2条に即し、費用対効果の観点から引き続き検討していく旨、盛り込むべきである。

以上

介護保険の保険料徴収に関する要望

介護保険制度は国民の間に定着しつつある一方、利用者が増加の 一途を辿り、これに伴い給付費もまた急速に増大している状況で ある。

超高齢社会を迎えるなか、利用者が安心してサービスを受けられるよう、同制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題であり、そのため、町村は懸命な努力を傾注している。

このような状況において、今般、厚生労働省は、介護保険料の年金からの徴収の見直しで、口座振替と年金からの徴収との選択制の検討を行っていることを表明した。

また、後期高齢者医療及び国民健康保険の保険料徴収について、本年10月から一定の要件のもと、口座振替と年金からの徴収との選択制となる変更がなされた。しかしながら、さらに12月には同要件を明年4月から撤廃するとの変更が審議会等の手順を踏むことなく、町村に対し通知されたところである。

保険者である町村との協議なくして制度改正等を行うことは、 住民や現場に混乱をもたらすほか、制度運営に多大な支障をきた すことに繋がりかねない。

ついては、下記事項について強く要望する。

記

- 1.保険料徴収については、介護保険制度創設の際に導入された年金からの特別徴収の趣旨を踏まえ、安易に選択制を導入しない こと。
- 2.介護保険制度の見直しにあたっては、国の審議会等の設置趣旨を尊重するとともに、保険者である町村と十分に協議すること。
- 3.後期高齢者医療、国民健康保険とも関連する、所得税や住民税 にかかる社会保険料控除の問題については、国の責任において 適切に措置すること。

平成20年12月11日

全国町村会